

平成 20 年 3 月
総務省・法務省

適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想

はじめに

我が国に在留する外国人が年々増加していること等を踏まえ、政府は、外国人の在留管理に関するワーキングチームを設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を進め、平成 19 年 7 月 3 日には、法務大臣による外国人の在留情報の一元的把握、外国人住民に係る住民行政の基礎とするための、市町村における一定の外国人情報の保有、管理、利用等を内容とする検討結果が犯罪対策閣僚会議に報告されたところである。また、外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、「外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編することとされ、遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとされた。また、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、平成 19 年度措置事項として、「総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する」とされたところである。

これを踏まえ、総務省及び法務省は、法務大臣による在留情報の一元的把握等を図るための新たな在留管理制度に対応し、市町村における適法な在留外国人の台帳制度（以下「本制度」という。）について共同で検討を進め、その基本構想を以下のとおりまとめた。

今後、市町村をはじめとする関係者からの意見を踏まえつつ、本制度の具体案を策定することとする。

1 本制度のねらい

現在、市町村における在留外国人の情報把握は外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づいて行われているが、新たな在留管理制度においては、我が国に在留する外国人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に把握する制度となることから、これに対応し、すべての市町村が在留外国人の正確な情報を

把握し、住民行政の基礎とするため、適法な在留外国人の台帳制度を整備しようとするものである。

2 対象となる外国人の範囲

不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられないことから、本制度は、市町村の住民であって我が国に適法に在留する外国人を対象とすることを基本とする。具体的には、新たな在留管理制度との連携も考慮し、新たな在留管理制度において在留カードの交付対象となる外国人及び特別永住者を対象とすることとする。その際、外国人の住所について検討することとする。

なお、不法滞在者の取締等の対策は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により適切に行われるものである。

3 行政サービスへの活用等

我が国に適法に在留する外国人に対しては、各種行政サービスが適切に提供されることが望ましく、そのためには、外国人住民に係る基本的な情報が必要である。したがって、外国人の氏名、住所、世帯等に係る必要な情報を台帳の記載事項とすることとする。また、事務処理の簡素化、効率化を図るため、台帳は磁気ディスク等をもって調製することができることとする。

我が国に在留する外国人の増加に伴い、いわゆる混合世帯の構成員の把握の必要性が指摘されていることを踏まえ、混合世帯の的確な把握のあり方について検討するとともに、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、外国人の個人情報保護の観点も含め、開示のあり方について検討することとする。

さらに、このような観点から整備される台帳を基礎として、各種行政サービスとの連携、例えば、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、教育といった、生活に身近な行政分野において台帳を活用するとともに、外国人の市町村への届出等の簡素化などについて検討する。

これらの取組みを通じ、外国人にとって生活しやすい環境の整備に向け、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指していく。

4 情報の正確性を確保するための措置

適法な在留外国人に適切に各種行政サービスを提供するためには、外国人に係る基本的な情報を正確に把握することが必要である。

したがって、住民基本台帳制度と同様に、転入届とともに転出届等を制度化し、転出地市町村において転出情報を速やかに把握することを可能にする。

また、外国人本人の申請以外によっても台帳への記載等を行うことができるよう、市町村長による職権記載、調査権等を制度化し、市町村における外国人の居住実態に即した情報把握を可能にする。

さらに、法務大臣から市町村への情報提供を迅速かつ的確に行うことにより、新たな在留管理制度との連携を密にし、情報の正確性を確保することとする。

併せて、市町村間でも外国人に係る基本的な情報のやりとりを行うこととなるが、これらについて電子的に行う方策を検討する。また、戸籍に関する届出と本制度との連携も図る。

5 その他

その他、外国人登録原票に記載された情報の適法な在留外国人の台帳への移行など、新制度への円滑な移行のために必要な措置についても検討することとする。また、代理人の範囲及び届出義務者についても、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、検討することとする。

都道府県の関与、罰則といった点についても、住民基本台帳制度を参考にするなどして適切に措置するとともに、本制度の円滑な運営のため、国による必要な財政措置を講じることについても検討することとする。

※ 新制度に係る名称は全て仮称である。